

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格を超え最高価格の者へ販売する方法です。

令和7年9月8日

分任契約担当官

日高北部森林管理署長 野木 宏祐

1 見積合わせに付する事項

物件の種類及び数量等

「末木枝条物件総括表」のとおり

- 1号物件 6年度日高北部署【振内地区】保全整備（保育間伐等）第4号
- 2号物件 7年度日高北部署【振内地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号
- 3号物件 7年度日高北部署【幌尻地区】保全整備（保育間伐等）第4号
- 4号物件 7年度日高北部署【門別・貫気別地区】保全整備（保育間伐）第3号

2 見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- （1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2） 森林管理局長から令和7年度から令和11年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。
- （3） 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政338号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4） 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類及び委任状がある場合は委任状を見積提出の際に併せて提出すること。

3 問い合わせ先及び見積書の提出先

日高北部森林管理署 総務グループ

〒055-2303 沙流郡日高町栄町東2丁目258-3

電話 01457-6-3151

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和7年9月9日（火）から受け付け、令和7年9月25日（木）を提出期限とする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限る。
- (2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送等による提出も認めるが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きすること。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載すること。なお、様式については6に示す北海道森林管理局随意契約見積心得に規定された様式を使用すること。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、原則として契約の相手方と決定した者へのみ見積書の提出期限以後概ね1～2日（閉庁日除く）中に通知する。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得のとおり。なお、北海道森林管理局のホームページ上の掲載場所は次のとおり。

[『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局随意契約見積心得』](#)

7 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格を超え最高価格により見積した者を契約の相手方とする。
- (2) 上記（1）において、同価の見積をした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定する。

8 契約書等作成の要否について

会計法第29条の8第1項及び予算令第100条の2第1項の規定に基づき、契約金額に応じて契約書の作成を省略する場合がある。

9 代金の納入

契約締結の日から 20 日以内に納入告知書により代金を納付すること。

10 契約保証金

免除する。

11 契約の解除

約款 23 条の規定により契約解除となったときは、競争入札参加資格を取消し、または付与しない場合がある。

12 物件の引渡し

代金納入の日から 15 日以内に引渡しを行う。

13 物件の搬出期間

各物件の搬出期間は「末木枝条物件総括表」のとおり。

14 特約事項について

売買契約に当たり「別紙 1」の特約事項を付すので、十分認識したうえで提出すること。

15 木質バイオマス証明について

本物件の売買契約書等には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明とする。

16 法令制限等について

- (1) 本物件の搬出に係る保安林内の作業行為については、「末木枝条物件総括表」のとおり。
- (2) 事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮すること。

17 物件の現地案内

現地案内は行わない。

18 国有林野事業林産物売買契約約款等について

北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載しているので確認すること。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

19 その他

見積書作成に要した費用等は参加者の負担とする。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>

をご覧ください。

特約事項

1 入林手続き及び搬出済の届出

- (1) 事業着手前に、別紙2「事業着手届」を日高北部森林管理署に提出してから作業に着手すること。
- (2) 事業実施に当たっては、「事業着手届」の写しを車のダッシュボードなど外部から見える位置に置き、作業に従事すること。
- (3) 物件の搬出を終えたときは、遅延なく日高北部森林管理署に「搬出済届」を提出すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 売払い物件を十分確認し、すべて搬出すること。
- (2) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (3) 使用する林業専用道等については、工作物を損傷しないこと。また、事業の終了時に不陸均しを行い、通行に支障の無いよう回復すること。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署は銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、買受人は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理（支）署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
 - (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
 - (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。
- また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 林野火災防止対策

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

- ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- (2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

6 その他

- (1) 数量の不足、隠れた瑕疵があってもその担保の責任は負いません。
- (2) 生産事業実行中の箇所については、事業請負者と別の者が購入した場合、事業完了後でなければ搬出はできません。ただし、事業完了前に搬出する場合、買受人と事業請負者及び森林官の間で調整した場合はその限りではありません。
- (3) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (4) 集材を伴う未利用材を集積した後の林外への運搬・輸送については、必ず森林官の許可を得ること。（生産事業請負者と同一であって、生産事業と同時進行で着手する場合は生産事業の部分完了届の提出後に許可を得ること。）
- (5) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡しその指示に従うこと。
- (6) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
- (7) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (8) 当署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。
- (9) 林道保護のため、各年4月上旬から5月中旬までの期間は原則運材を停止すること。

事業着手届(末木枝条)の提出について

年 月 日

売渡人
分任契約担当官
森林管理(支)署長 殿

買受人
住所

氏名

年 月 日付け第 号で売買契約した物件(年 月 日 引渡した物件)について、
下記事項のとおり事業着手届を作成したので関係書類を添付して届け出ます。

記

- 1 入林の場所 森林管理(支)署 担当区内 林班 小班
- 2 入林期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 事業着手年月日 年 月 日
- 4 実行形態
① 直営 ②下請け ③その他()
(作業工程により実行形態が異なる場合)
- 5 現場責任者 (別紙様式1)
※ 緊急連絡体制図添付
- 6 現場作業員名簿 (別紙様式1)

(別紙様式1)

現 場 作 業 員 名 簿

氏 名	住 所(電話連絡先)	年 齢	車両の種類番号

注:現場責任者に準ずる者については、必ず携帯電話番号等連絡先を記載すること。

緊 急 連 絡 体 制 図

※ 緊急連絡体制図については、会社で作成しているものを添付してください。
様式は問いません。

末木枝条 物件総括表

令和7年9月25日 見積提出期限 オープンカウンター

日高北部森林管理署

物件 番号	樹種	区分	面積 (ha)	N L 計	本 数 (本)	材 積 (m³)	物 件 所 在 地		保 安 林 協 議	搬 出 期 間	備 考	開 札 結 果						
							林 小 班	担当区				入札 枚数	1 番 札		2 番 札		3 番 札	
													金 額	入 札 者	金 額	入 札 者	金 額	入 札 者
1	カラマツ外	末木枝条	150.39	N L 計		820.30 820.30	1068に林小班外	振内	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年6月16日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後 から1年								
2	カラマツ外	末木枝条	135.84	N L 計		908.29 908.29	1082へ林小班外	振内	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年6月16日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後 から1年								
3	トドマツ外	末木枝条	127.71	N L 計		623.32 623.32	1094ろ林小班外	幌尻	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年6月16日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後 から1年								
4	カラマツ外	末木枝条	76.97	N L 計		626.35 626.35	2006と林小班外	門別	伐 採 協 議 不要 作 業 行 為 R7年6月16日～R12年3月31日	引渡しの日又は事業完了後 から1年								
				N L 計					伐 採 協 議 作 業 行 為									
				N L 計					伐 採 協 議 作 業 行 為									
				N L 計					伐 採 協 議 作 業 行 為									
				N L 計					伐 採 協 議 作 業 行 為									
				N L 計					伐 採 協 議 作 業 行 為									
				N L 計					伐 採 協 議 作 業 行 為									
合 計				N L 計		2,978.26 2,978.26												

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

物 件 明 細 書

							物件番号		担当区
							1	号	振内
林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積	
1068外	に外		末木枝条 (集材を伴う)	150.39	カラマツ外	1 ～ 1 0 0		820.30 m ³	
合 計								820.300 m ³	

※計算式により算出

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
2号	振内

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1082外	へ外		末木枝条 (集材を伴う)	135.84	カラマツ外	1～100		908.29 m ³
合 計								908.290 m ³

※計算式により算出

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
3 号	幌尻

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1094外	ろ外		末木枝条 (集材を伴う)	127.71	トドマツ外	1 ～ 1 0 0		623.32 m ³
合 計								623.320 m ³

※計算式により算出

物件明細書

物件番号	担当区
4 号	門別

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
2006外	と外		末木枝条 (集材を伴う)	76.97	カラマツ外	1 ～ 1 0 0		626.35 m ³
合 計								626.350 m ³

※計算式により算出

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 年 月 日

担当官
長

殿

（見積人）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥

ただし の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

(契約書を作成する場合)

売買契約書(案)

売買物件の 所在場所	〇〇担当区部内			面積(ha) 〇〇. 〇〇	
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)	
	末木枝条			〇〇〇. 〇〇	
	内 訳 別紙「物件明細書」のとおり				
売買代金	売買代金		〇〇〇〇 円		
	うち消費税抜代金		〇〇〇〇 円		
	消費税(10%)		〇〇〇〇 円		
契約保証金	免除				
売買代金の分収額	官収分	分収額	円		
		うち消費税抜代金	円		
	民収分	分収額	円		
		うち消費税抜代金	円		
	官行造林立木竹				
	分収造林立木竹				
分収育林立木竹					

現金納付分	延納分	売買金額	〇〇〇〇 円	納付期限	令和〇年〇月〇日
		延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
			延納金額	円	延納期間
	延納利息		円		
	延納担保金額		円 以 上	担保の種類	
	延納利率		年 %	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法	〇〇〇〇	売買物件の 引渡期間(期限)	〇〇〇〇 (概算の場合の最終期限)	
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して〇〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙1のとおり				

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算
売買代金である。

※本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたもの
である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契
約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有
する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売渡人(甲)

分任契約担当官 〇〇森林管理(支)署長 印
登録番号 T8000012050001

買受人(乙)

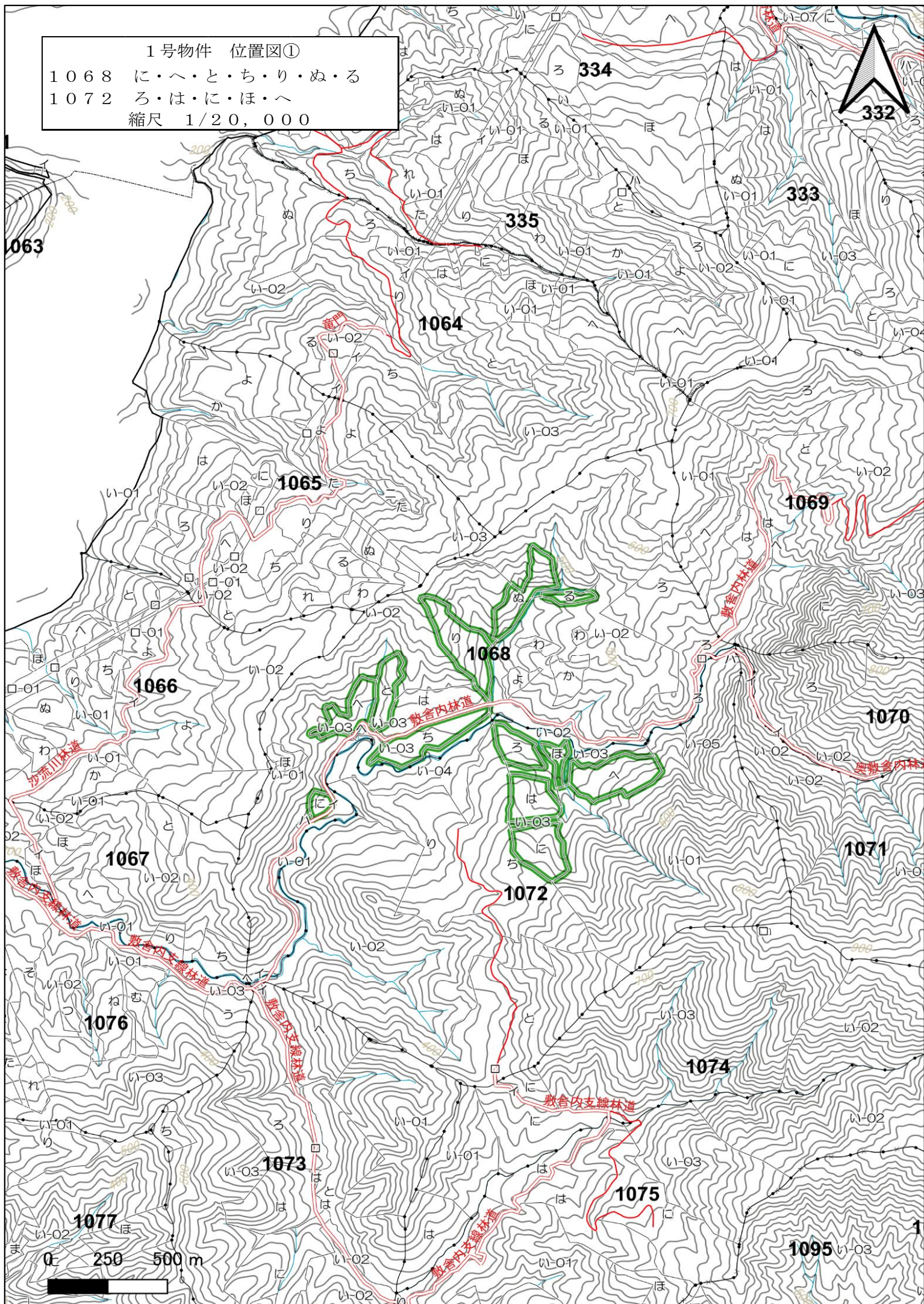
〇〇〇都道府県〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

1号物件 位置図①

1068 に・へ・と・ち・り・ぬ・る

1072 ろ・は・に・ほ・へ

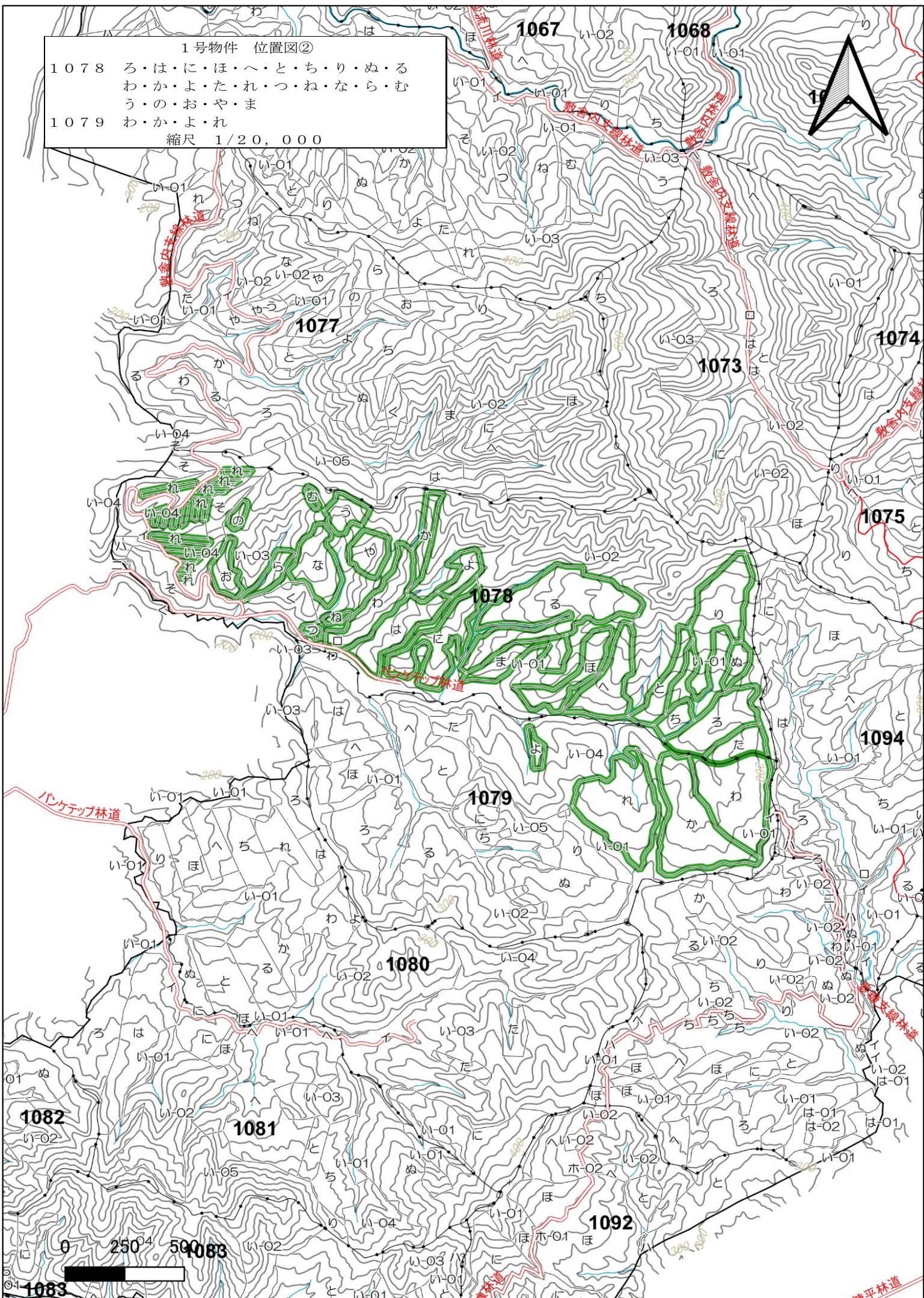
縮尺 1/20,000



1号物件 位置図②

1078 ろ・は・に・ほ・へ・と・ち・り・ぬ・る
わ・か・よ・た・れ・つ・ね・な・ら・む
う・の・お・や・ま
1079 わ・か・よ・れ

縮尺 1/20,000



2号物件 位置図

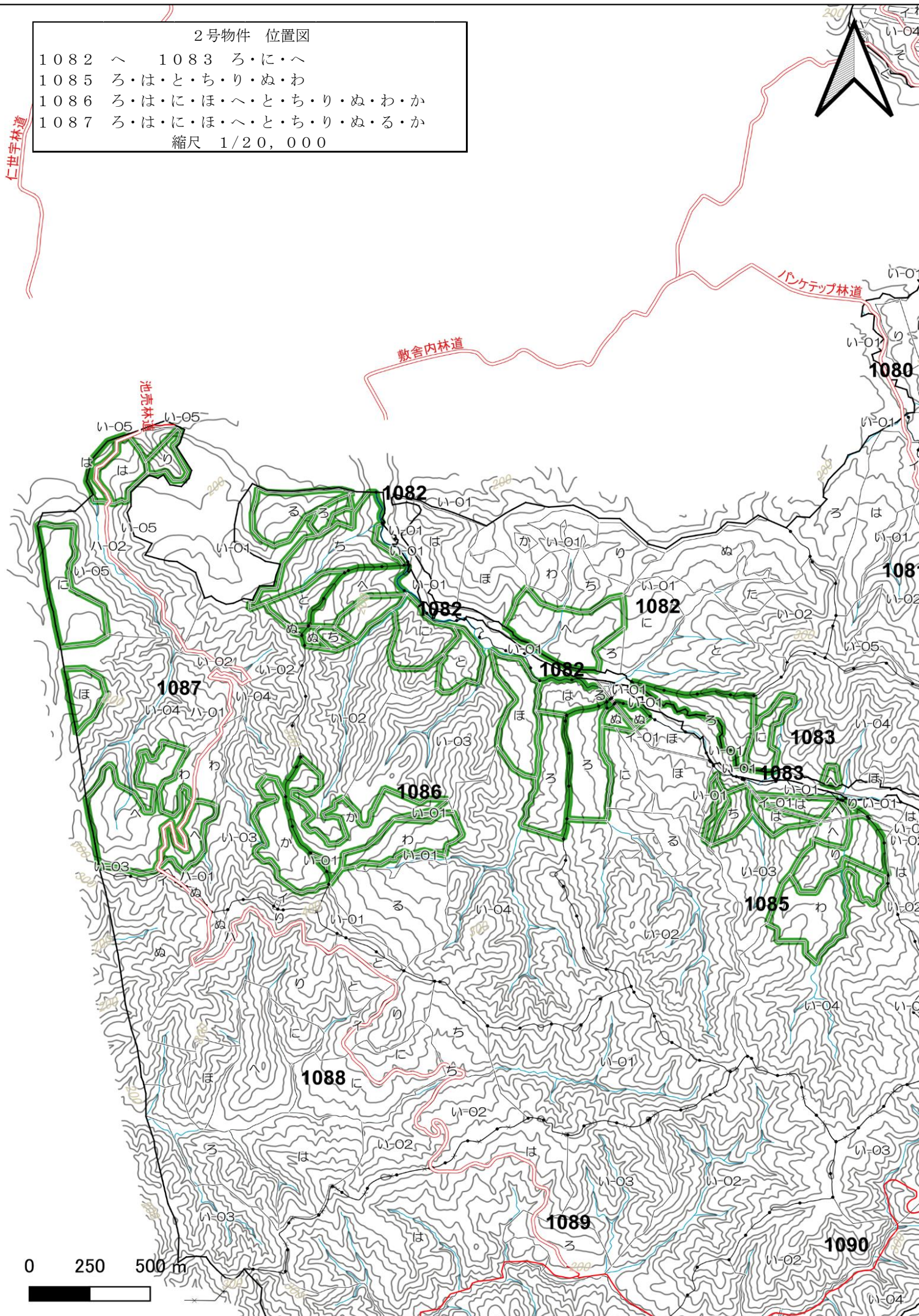
1082 へ 1083 ろ・に・へ
 1085 ろ・は・と・ち・り・ぬ・わ
 1086 ろ・は・に・ほ・へ・と・ち・り・ぬ・わ・か
 1087 ろ・は・に・ほ・へ・と・ち・り・ぬ・る・か
 縮尺 1/20,000

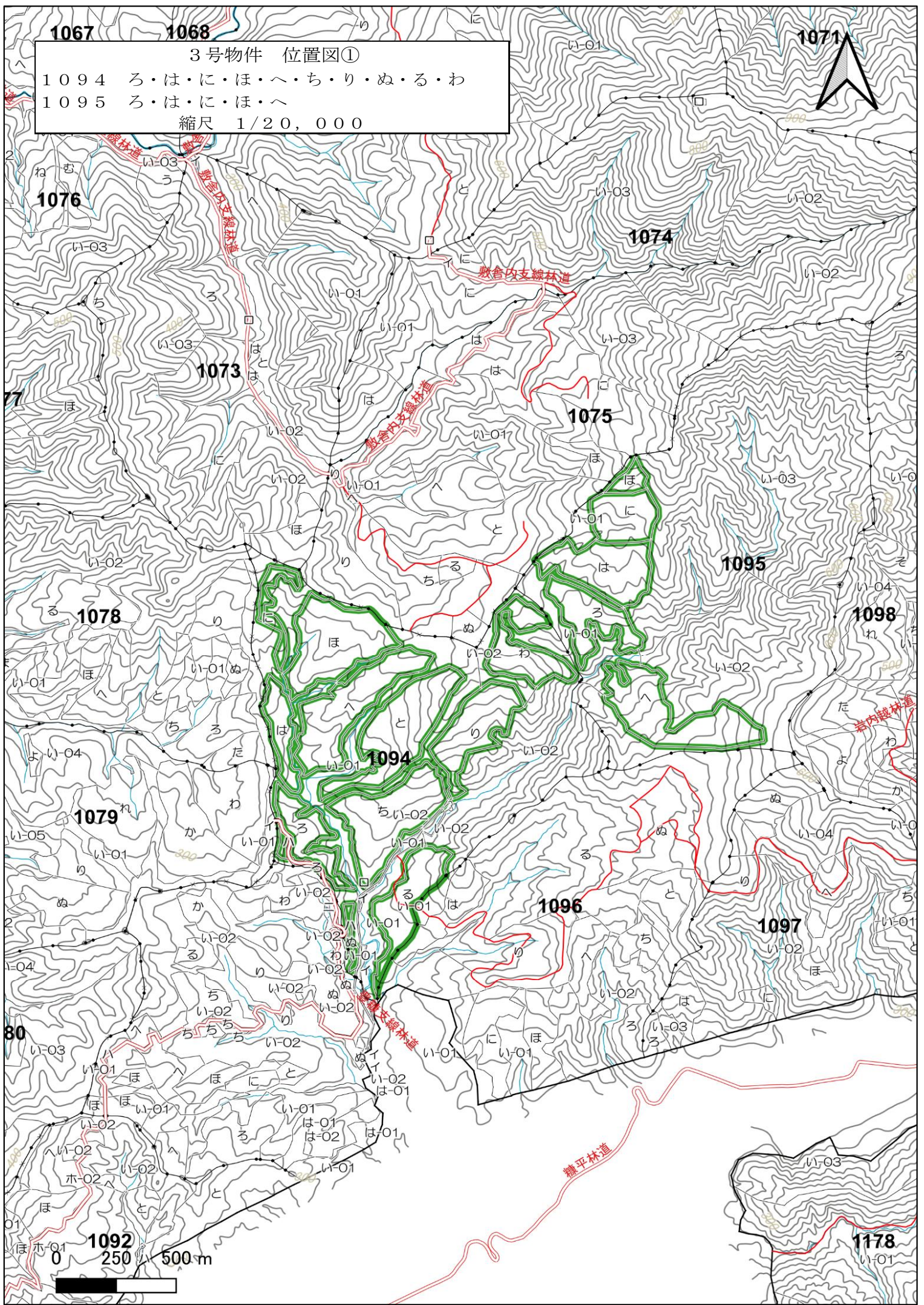
仁世宇林道

敷舎内林道

パンケテツ林道

池壳林道





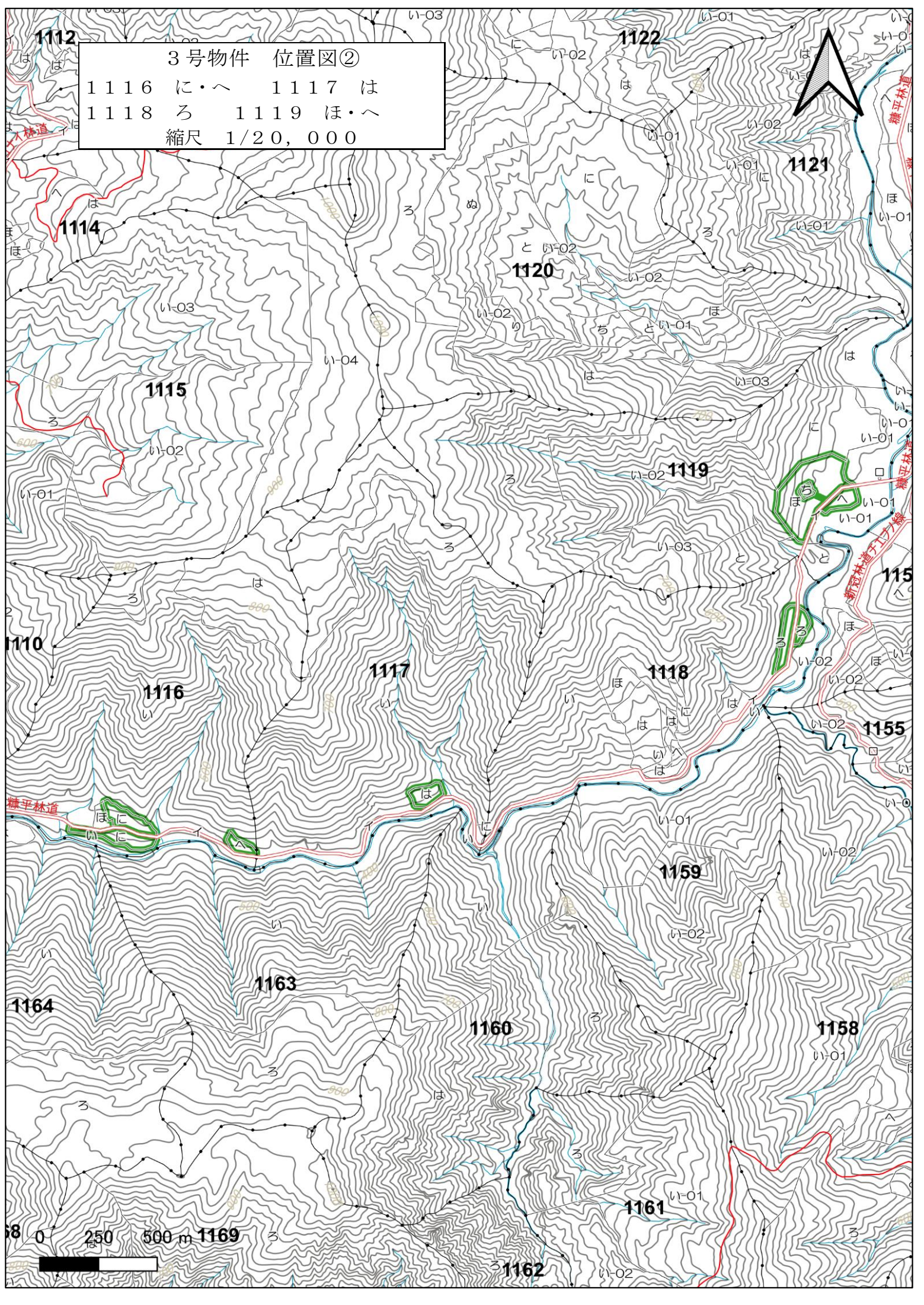
1067 1068

3号物件 位置図①

1094 ろ・は・に・ほ・へ・ち・り・ぬ・る・わ

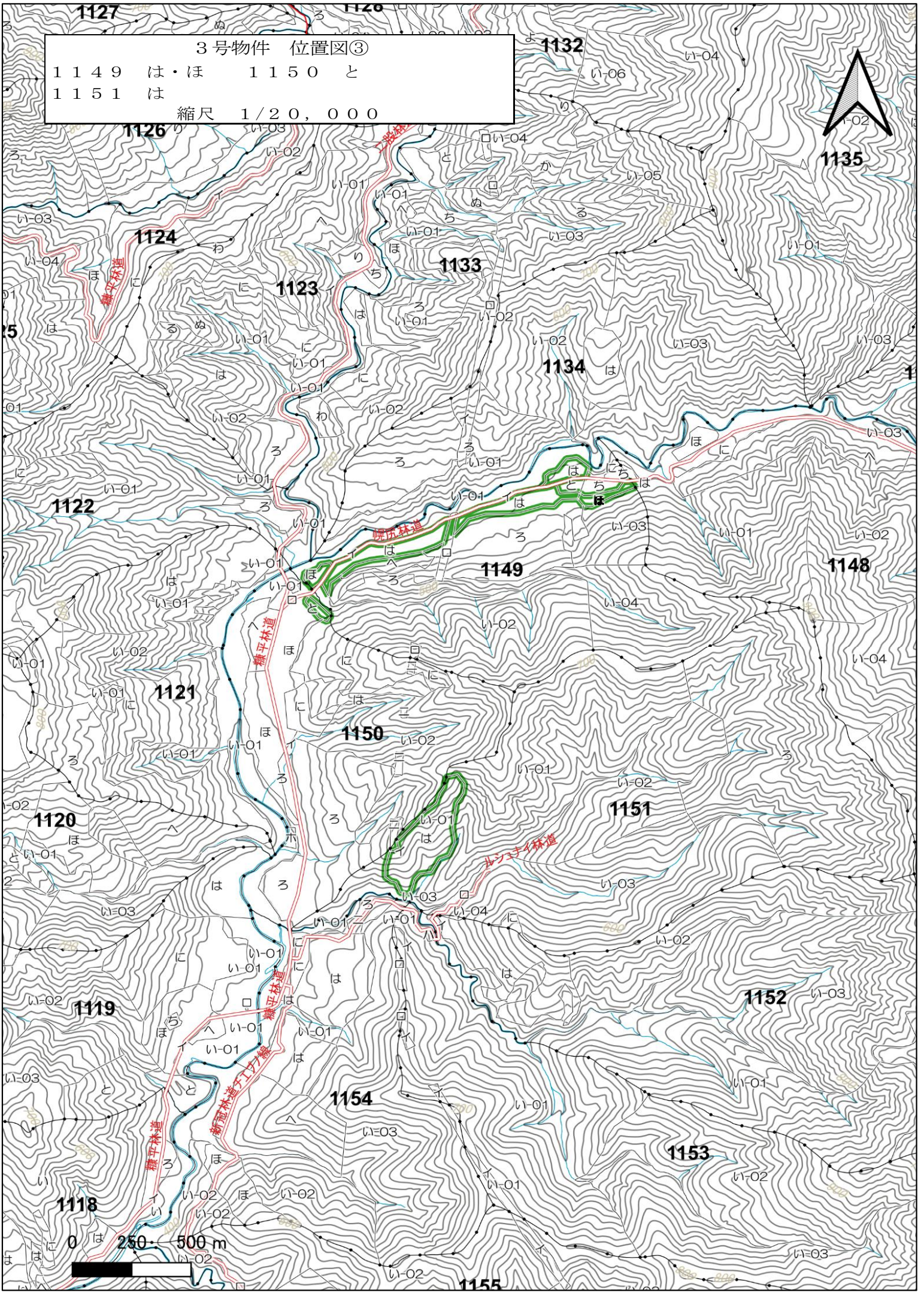
1095 ろ・は・に・ほ・へ

縮尺 1/20,000



3号物件 位置図②
1116 に・へ 1117 は
1118 ろ 1119 ほ・へ
縮尺 1/20,000

0 250 500 m



3号物件 位置図③

1149 は・ほ 1150 と
1151 は

縮尺 1/20,000



0 250 500 m

2006 と・ち・ぬ・る・わ・か・た・そ・つ・ね・な
ら・む・う・く・や
2007 ち・る・わ 2008 ぬ
2009 に・ほ・へ・と・ち・ぬ・わ・か・よ・つ
2012 な・ら・む

